

平成30年12月25日  
(附属図書館運営委員会承認)

## 自然災害等による附属図書館臨時休館、閉館についての申合せ

自然災害等の警報等が発令された場合の附属図書館の開館、閉館について、当面以下のとおりとする。

### 1. 定義

この申合せにおいて「警報等」とは、以下のことをいう

- (1) 気象庁による仙台市東部（陸上）の暴風、暴風雪、大雪の各警報または特別警報
- (2) 大規模地震対策特別措置法（大震法）に基づく警戒宣言
- (3) 仙台市青葉区で震度5強以上の地震が発生
- (4) 自然災害により地下鉄東西線 仙台－八木山動物公園間が運休

### 2. 判断基準

#### (1) 平日の日中（職員勤務時間内）

- ・大学としてキャンパス封鎖措置、休講処置が採られた場合、臨時閉館とする
- ・1時限目を含む休講または授業繰り下げの場合、授業開始1時間前から開館する（授業開始が10時より前の場合は9時開館）
- ・午後3時時点で警報等が発令中または5時までに発令された場合、5時閉館とし、夜間開館は行わない

- 例) ・3時限目から休講となった場合・・・・・・・・・・2時限終了時から閉館  
・1、2時限目休講で、3時限目から授業があるとき・・・・・・・・12時から開館  
・午後4時に警報が発令された場合・・・・・・・・・・午後5時で閉館

#### (2) 土日および夜間（アルバイト学生のみ勤務）

- ・午前8時30分時点で警報等が発令中の場合、終日臨時休館とする
- ・開館後、警報等が発令された場合、速やかに臨時閉館とする
- ・臨時閉館となった場合、以降終日休館とする

### 3. 臨時休館・閉館時の報告

上記の基準により臨時休館および臨時閉館とした場合、同日勤務の学生と情報共有し、速やかに情報サービス係長または他の常勤職員に電話等で報告する

※台風等で、2日後に暴風が予想され、休館したほうが良いと判断される場合等は、この申し合わせによらず、図書館利用規則第3条2項「前項に定めるもののほか、休館を必要とするときは、館長が、その都度定める。」により、休館とする

※警報発令の有無、発令・解除の時刻は気象庁 気象警報・注意報のページで確認する

[http://www.jma.go.jp/jp/warn/f\\_0410000.html](http://www.jma.go.jp/jp/warn/f_0410000.html)